

# ハローワーク白河

令和8年5月号



福島労働局職業安定部・ハローワーク白河  
公式マスコットキャラクタ「ほまる」

管内人口(令和8年3月1日現在)

県南総数	130,532人
白河市	55,462人
西白河郡	48,356人
東白川郡	26,714人

白河公共職業安定所  
〒961-0074 白河市郭内1-136  
白河小峰城合同庁舎1階  
TEL 0248-24-1256



ホームページ



LINE

## 雇用の動き (令和8年3月内容)

### 【県内概況】

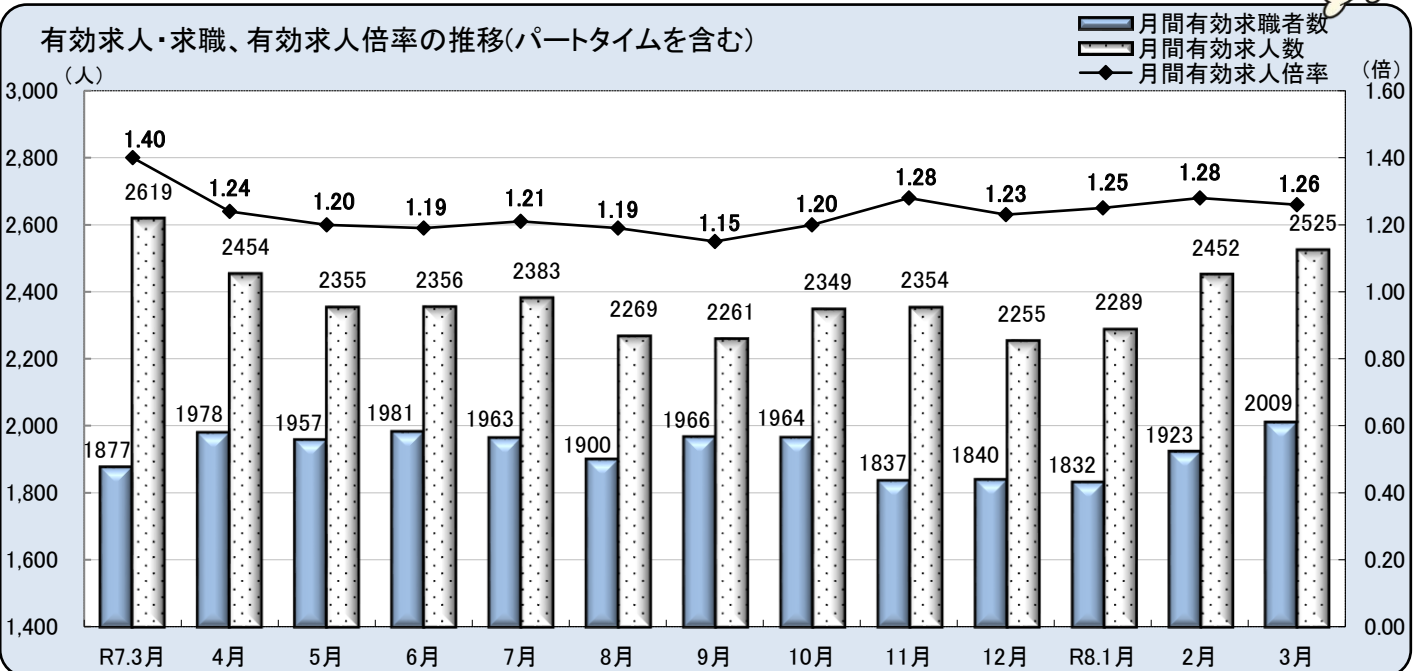
○令和8年3月の有効求人倍率は1.20倍(季節調整値)で、前月を0.01ポイント下回った。  
○県内の雇用情勢は、引き続き求人が求職を上回って推移しているものの、求人の動きに足踏みがみられる。

### 【管内の雇用失業情勢】

○3月の県南地域の有効求人倍率は1.26倍(原数値)で、前月を0.02ポイント下回った。  
○新規求人の動向は、前年同月に比べ5.1%減少した。主な産業で増加したのは、宿泊・飲食サービス業(36.4%)、医療・福祉(26.4%)、運輸業・郵便業(10.3%)、製造業(0.5%)で増加した。一方減少したのは、卸売・小売業(▲34.4%)、建設業(▲34.2%)、サービス業(▲25.3%)で減少した。  
○新規求職者(常用)の動向は、前年同月に比べ12.6%増加した。年齢別では、29歳以下(20.8%)、30歳~39歳(7.5%)、40歳~49歳(6.3%)、50歳~59歳(15.1%)、60歳以上(13.6%)全てで増加した。  
離職理由別では、在職者(18.2%)自己都合(16.5%)、無業者(17.0%)で増加し、事業主都合(▲8.8%)、自営・その他(▲15.0%)で減少した。

☆全国完全失業率	2.7% (前月比 0.1ポイント)
☆有効求人倍率【全国】	1.18倍 (前月比 -0.01ポイント)
【福島県】	1.20倍 (前月比 -0.01ポイント)
【管内】	1.26倍 (前月比 -0.02ポイント)

※福島県、全国の有効求人倍率は季節調整値です。



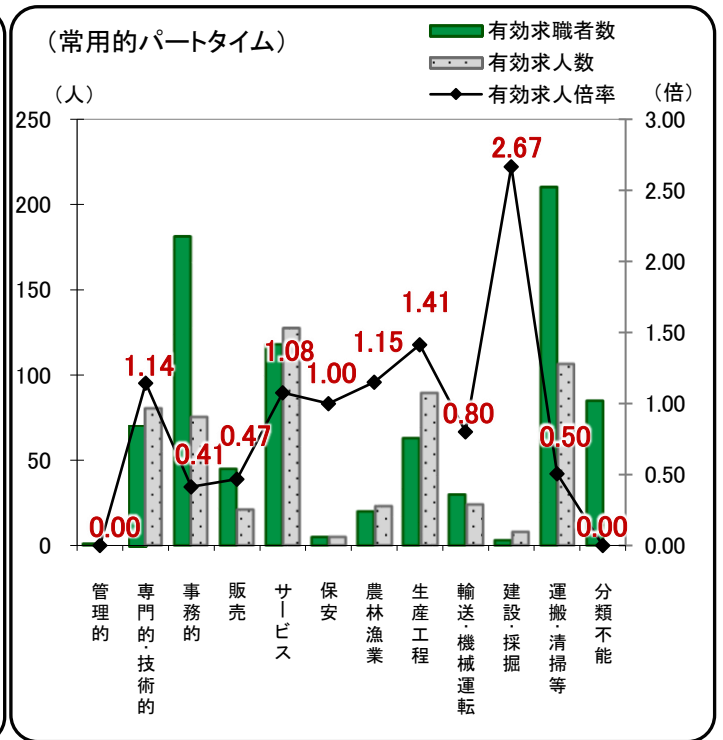
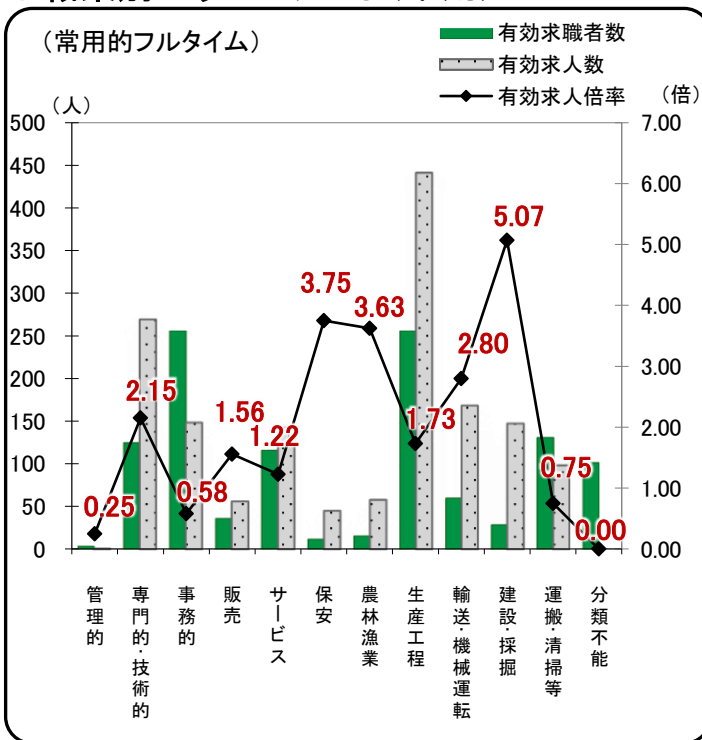
## ○一般職業紹介状況

区分	項目	令和8年3月			前月		前年同月		
		計	男	女	うち常用	計	うち常用	計	うち常用
1	新規求人数	767	-	-	668	1,059	904	808	655
2	月間有効求人数	2,525	-	-	2,131	2,452	2,045	2,619	2,143
3	新規求職申込件数	511	236	275	509	526	525	452	452
	うち45歳以上	302	151	151	300	340	339	264	264
4	月間有効求職者数	2,009	936	1,073	1,972	1,923	1,865	1,877	1,845
	うち45歳以上	1,227	613	614	1,198	1,175	1,123	1,078	1,055
5	紹介件数	517	191	326	484	558	514	451	418
	うち45歳以上	329	129	200	305	382	346	284	257
6	就職件数	280	107	173	272	166	147	236	220
7	充足数	285	-	-	276	154	139	220	203
8	新規求人倍率	1.50	-	-	1.31	2.01	1.72	1.79	1.45
9	有効求人倍率	1.26	-	-	1.08	1.28	1.10	1.40	1.16

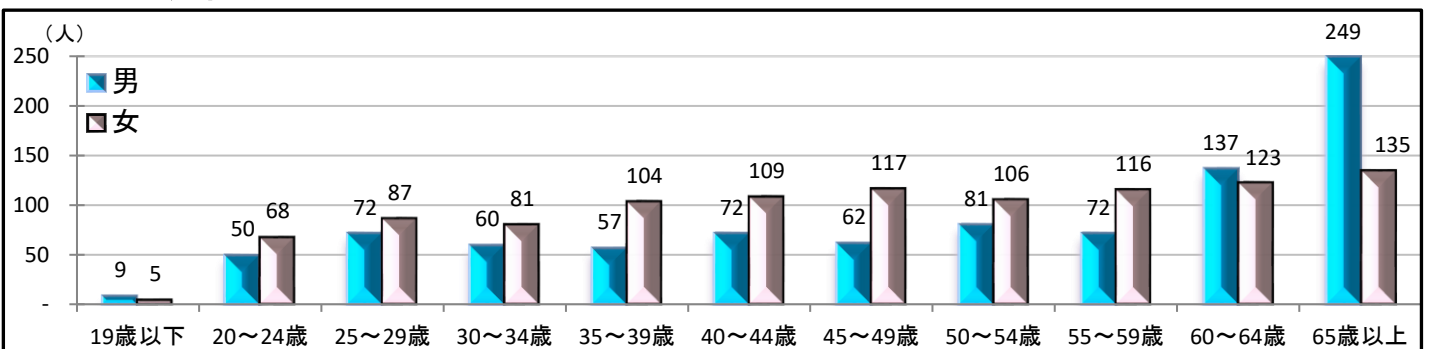
※学卒を除きパートを含みます。

注)男女別を記載しないで求職登録が可能のため、男女計が一致しない場合があります。

## ○職業別バランスシート(常用)



## ○求職者数情報(常用・月間有効求職者数)



※学卒は含まれておりません。

## ○職業別賃金情報(常用)

(単位:円 月額)

(単位:円 時給)

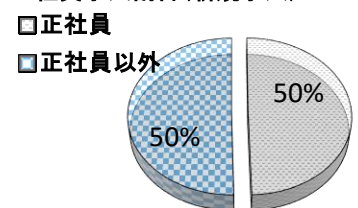
項 目	フルタイム				パートタイム				
	求人賃金		求職希望賃金		求人賃金		求職希望賃金		
	下限賃金	上限賃金	男	女	下限賃金	上限賃金	男	女	
職業別	管理的職業	350,000	350,000	185,000					
	専門的・技術的職業	225,835	288,433	238,889	213,333	1,200	1,373	1,057	1,175
	事務的職業	190,448	229,738	215,000	195,000	1,230	1,304	1,167	1,087
	販売の職業	231,315	280,985	180,000	205,000	1,038	1,082	1,033	1,045
	サービスの職業	192,634	237,120	193,636	187,000	1,140	1,303	1,033	1,078
	保安の職業	184,910	194,350	186,667				1,067	
	農林漁業の職業	211,771	251,371	223,333		1,367	1,383	1,317	1,033
	生産工程の職業	195,451	251,312	216,170	197,273	1,112	1,151	1,111	1,055
	輸送・機械運転の職業	226,284	280,362	253,333	200,000	1,181	1,181	1,061	
	建設・採掘の職業	223,506	320,679	230,000	200,000			1,300	
	運搬・清掃等の職業	188,890	212,942	203,333	202,222	1,083	1,153	1,089	1,049
	分類不能の職業			206,364	225,000			1,247	1,055

## (2)正社員求人・求職動向

### ○正社員求人の動向(常用)

	3月	前月	前年同月	対前月比(%)	対前年同月比(%)
正社員新規求人数	381	494	403	▲ 22.9	▲ 5.5
正社員有効求人数	1,320	1,300	1,365	1.5	▲ 3.3

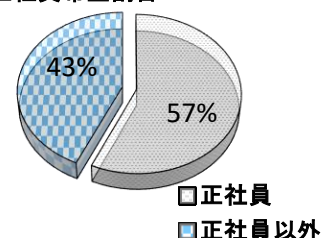
正社員求人割合(新規求人)



### ○正社員希望者の動向

	3月	前月	前年同月	対前月比(%)	対前年同月比(%)
正社員希望求職者数(常用)	1,141	1,116	1,122	2.2	1.7
月間有効求職者数(全数)	2,009	1,923	1,877	4.5	7.0

正社員希望割合



## (3)雇用保険業務取扱状況

項 目	区 分	3 月			前 月		前 年 同 月		
		計	男	女	計	増 減	計	増 減	
適 用	月末適用事業所数	2,405	*	*	2,407	▲ 2	2,417	▲ 12	
	月末被保険者数	39,611	23,721	15,890	39,601	10	39,880	▲ 269	
	資格取得数	406	222	184	365	41	376	30	
	資格喪失数	408	227	181	404	4	414	▲ 6	
給 付	基本手当	受給資格決定件数	146	86	60	104	42	90	56
		受給者実人員	484	249	235	411	73	406	78
		支給金額(千円)	60,190	32,362	27,828	51,870	8,320	50,950	9,240
	高年齢	受給資格決定件数	43	31	12	44	▲ 1	26	17
		受給者数	37	26	11	48	▲ 11	32	5
		支給金額(千円)	9,273	6,838	2,435	12,257	▲ 2,984	7,252	2,021

※支給金額は千円未満を切り捨てています。このため本月計とは一致しない場合があります。

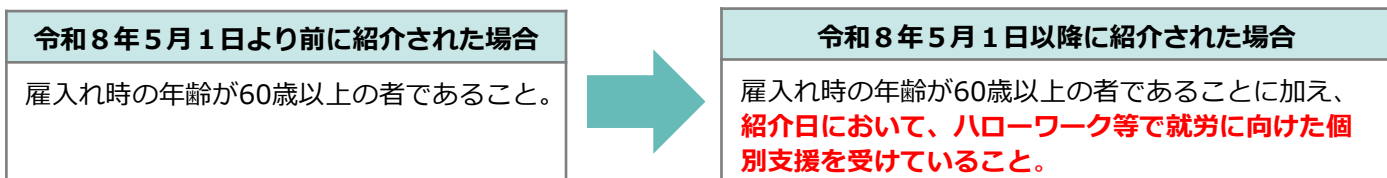
# 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）のご案内 高年齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を 雇用する事業主をサポートします！！

高年齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を、ハローワークや民間職業紹介事業者などの職業紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に、助成金を支給します。

まずは求人提出が必要です。詳細は労働局またはハローワークへお問い合わせください

## 助成額 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

**令和8年5月1日以降の紹介より、高年齢者（60歳以上）の要件を見直します**



採用する労働者	合計助成額	支払い方法
① 母子家庭の母等 高年齢者（60歳以上） ウクライナ避難民 補完的保護対象者 など	<b>60万円（50万円）</b> 短時間：40万円（30万円）	<b>30万円（25万円）×2期</b> 短時間：20万円（15万円）×2期
② 身体・知的障害者	<b>120万円（50万円）</b> 短時間：80万円（30万円）	<b>30万円×4期（25万円×2期）</b> 短時間：20万円×4期（15万円×2期）
③ 重度障害者、45歳以上の障害者、 精神障害者	<b>240万円（100万円）</b> 短時間：80万円（30万円）	<b>40万円×6期（33万円※×3期）</b> 短時間：20万円×4期（15万円×2期） <small>※第3期は34万円</small>

( )内は大企業に対する支給額

- 半年ごとに助成金を支給します。「2期」の支払い方法の場合、採用から半年後(1期)、1年後(2期)に2回支給するイメージです。
- 「短時間」労働者は、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者のことをいいます。
- 所定労働時間より著しく実労働時間が短い場合には、支給額が減額されることがあります。
- 採用日時点の満年齢が「65歳未満」の方のみ対象となります（ただし①の「高年齢者（60歳以上）」は65歳以上の方も助成対象となります）。
- ①の区分では他に「父子家庭の父」「中国残留邦人等永住帰国者」「北朝鮮帰国被害者等」「アイヌの人々」などが対象となります。
- トライアル雇用助成金を活用し雇い入れた対象者（母子家庭の母等、父子家庭の父、中国残留邦人等永住帰国者及び障害者）をトライアル雇用終了後も引き続き継続して雇用する場合、本助成金の一部を受給できる場合があります。

## 助成対象となる雇用形態

正規雇用、無期雇用、有期雇用（自動更新※）として採用する方が対象です

※ 「対象労働者が望む限り更新できる契約」の場合のみ助成対象となります。勤務成績等により更新の有無を判断する場合等は助成対象となりません。

※ 雇入れ時点で継続雇用（上記の雇用形態であり、対象労働者を65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であること）が確実であると認められる場合に助成対象となります。